

令和5年美郷町議会議事録

第1回 臨時会 (第1号)

招集年月日	令和5年 1月 30日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和5年 1月 30日 午前10時50分				
		議長 福島教次郎				
	閉会	令和5年 1月 30日 午前11時44分				
		議長 福島教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (7)	福島教次郎	○	5	中原保彦	○
	副議長 (6)	原克美	○	8	藤原修治	○
	1	西原慎治	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	簗根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	2番	牛尾博文	3番	藤原みどり
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	教育課長	漆谷千鳥
	副町長	山根啓史		
	教育長	阿川俊治		
	総務課長	木川士朗		
	会計課長	井上陽生		
	建設課長	永妻孝司		
	健康福祉課長	松嶋由香里		
	住民課長	行田綾子		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和5年美郷町議会第1回臨時会議事日程
(第1号)

令和5年1月30日(月) 午前10時00分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【条例案】 議案第1号 美郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定について 議案第2号 美郷町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について 議案第3号 美郷町簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について 【予算案】 議案第4号 令和4年度美郷町一般会計補正予算(第6号) 【一般事件案】 議案第5号 財産の取得について

(開 会 午 前 10時 30分)

●**福島議長**

全員出席であります。

ただ今から、令和5年美郷町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、美郷町議会会議規則第127条の規定により、2番・牛尾議員、3番・藤原みどり議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●**福島議長**

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●**福島議長**

番外、町長。

●**嘉戸町長**

皆様おはようございます。また明けましておめでとうございます。議長よりご許可をいただきましたので、3点ご報告をいたします。

1点目は、在東京インドネシア共和国大使館への表敬訪問についてです。1月20日に、在東京インドネシア共和国大使館のジョン・チャーヤント・ブスタミ副大使を私が表敬訪問してまいりました。ブスタミ副大使とは、在大阪インドネシア総領事館にご招待いただきましたインドネシア共和国独立77周年記念レセプションで初めてお会いをさせていただき、このたび、改めて上京に合わせまして、大使館に表敬訪問をしたものです。大変有意義な意見交換をさせていただき、私からは、バリ島マス村との交流の経緯や、交流発展の取り組み、また、新年度に予定しております友好協定締結30周年記念事業などのお話をさせていただき、副大使からは、大使館としてできることをできる限り協力したいという心強いお話をいただいております。今後も、大使館とも情報共有をしながら、交流発展に向けて取り組んでまいりたいと思います。

2点目に、第30回島根景観賞での美郷町の受賞についてです。島根県が主催をし、県内の魅力ある景観づくりに特に貢献をする建造物等を表彰する島根景観賞におきまして、応募96件のうち12件が賞に選ばれ、そのうち、美郷町が2件受賞をいたしました。奨励賞として受賞したのは、「美郷町サテライトオフィス みさとと。ネスト」と連携協定を締結している株式会社シフトブレインと取り組ました美郷町魅力再発見プロジェクトの一つである「みさとと。デザインによる野間の雲海など町内外18基の案内看板」です。受賞にあたりましてはそれぞれの取組のコンセプトをご評価いただいております。大

変うれしく思っております。「みさと。ネスト」につきましては、入居する企業などが、美郷町から全国に羽ばたく、「巣」を意味するネストとして、人を呼び込む起爆剤、「みさと。案内看板」では、よくある田舎のどこにもない物語というプロジェクトのコンセプトや、美郷町公式ホームページ等との統一感を持った独特で独創的なデザインということをご評価いただいております。授賞式は、第30回の記念講演と併せまして2月14日に予定をされています。

3点目に、1月24日からの大雪に関わる状況です。道路につきましては、1月25日以降、毎日、除雪等の対応を行っています。通行規制では、28日に、県道川本波多線のほか6路線が通行止めになりましたが、翌29日昼までに、林道港吾郷線を除く5路線の通行止めが解除になっています。水道につきましては、君谷、比之宮、都賀本郷、都賀西地内で一部漏水が発生しましたが、大規模なものではありませんでした。道路、水道につきましては、本日も引き続き、一部地域の除雪や漏水調査を実施をしています。また、農業用施設につきましては、ハウスが1棟被害を受けたと報告を受けています。公共交通につきましては、県道川本波多線の通行止めに伴い、運休となりましたが、通行規制解除に伴い復旧をし、本日30日から通常運行を行っています。以上で報告を終わります。

●福島議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本臨時会に提案を受けております議案は、条例案3件、予算1件、一般事件1件の計5件であります。議案第1号から議案第5号までの5議案を一括上程いたします。

それでは、議案第1号から順次提案理由の説明を求めます。

●福島議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

失礼いたします。上程提案いただきました議案第1号、美郷町下水道事業の設置に関する条例の制定について、ご説明をいたします。この条例は、令和5年度から公営企業会計へ移行する下水道事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用するにあたり、新たに条例を制定するものでございます。それでは、条例につきまして、要点を絞ってご説明をさせていただきます。2ページをお願いいたします。まず、第1条では、下水道事業の設置について、規定をしてございます。第2条、法の財務規定等の適用でございまして、地方公営企業法に規定する財務規定等の適用について、令和5年4月1日から適用することとさせていただきます。第3条、経営の基本では、企業としての運営の在り方を第1項で規定し、第2項から第6項では、公共下水、農業集落排水、小規模集合排水、合併浄化槽、個別排水処理それぞれの事業区域について、別表で規定をしております。続きまして、第4条、重要な資産の取得及び処分についての規定でございまして、法に基づき予算で定めなければならない資産の取得及び処分については、700万円以上の不動産もしくは動産の買入れ、もしくは譲渡などとしてでございます。この金額につきましては、地方公営企業法施行令第26条の3の規定により、町村の基準額を参考に設定をしてございます。3ページをお願いいたします。第5条、議会の同意に要する賠償責任の

免除です。下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任につきまして、議会の同意を得なければならない規定を10万円以上としてございます。金額は自治体によって幅がございしますが、平均的な基準額として10万円と設定をしております。これについては、簡易水道事業と同じでございます。第6条、会計事務の処理、決算処理です。下水道事業の会計事務のうち、会計管理者が行う権限を規定しております。当町におきましては、公金の収納、支払いに関する事務、公金の保管に関する事務は、これまでどおり、会計課で行うこととしてございます。第7条、議会の議決を要する負担付き寄附の受領等です。地方自治法の適用除外となることから、この条文をあげております。ここでは、議会の議決を要する事項としまして、負担付き寄附については、10万円以上のもの、法律上の義務に属する損害賠償については100万以上超のものと規定をしております。金額は、地方自治法第96条第1項第13号に規定する法律上の額を基準にしてございます。続きまして第8条、業務状況の説明書類の作成でございます。法第40条の2第1項の規定により、毎年度、少なくとも2回以上の経営状況を明らかにすることとなっております。続きまして、附則でございます。附則第1項では、条例の施行日を令和5年4月1日としてございます。附則第2項は、美郷町下水道事業基金条例の廃止でございます。公営企業会計の適用後の基金の設置につきましては、一般会計からの繰出金で運営していることや、これまでも、取崩しの実績がなかったことなどから廃止をするものでございます。附則第3項以降につきましては、当条例の制定に伴い関係条例を整理するものでございます。新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページをご覧ください。附則第3項、美郷町特別会計設置条例の一部改正についてでございます。下水道事業につきまして、公営企業会計の適用にあたり、特別会計設置条例、別記1の表中、下水道事業特別会計を削除するものでございます。新旧対照表3ページをお願いいたします。附則第4項、美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例の一部改正についてでございます。本設置条例の制定によりまして、農業集落排水処理施設及び小規模排水処理施設設置条例で規定します条文の重複箇所を整理するものでございます。第1条では、設置を趣旨に改め、施設の管理に関し必要な事項を定めるものと改正をいたします。第2条では、施設の名称が重複するため、第2条と関連する別記1の表を削除するものでございます。新旧対照表、5ページをお願いいたします。附則第5項、美郷町合併処理浄化槽条例の一部改正についてでございます。こちらについても、本設置条例の制定に伴いまして、合併処理浄化槽条例第3条で規定します処理区域の内容が重複するため、その条文を削除するものでございます。

続きまして、上程いただきました議案第2号、美郷町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の制定について、ご説明をいたします。2ページをお願いいたします。第1条では、趣旨として、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、美郷町下水道事業の剰余金の処分に関する必要な事項を定めるものでございます。第2条では、利益の処分の方法及び積立金の取崩しについて、具体的な方法を規定しております。当該年度の決算で利益が生じた場合は、前年度から繰り越した欠損金がある場合は、その利益でもって欠損金を埋め、なお残額があるときは、当該残額の20分の1を減債基金に、20分の1を建設改良積立金にそれぞれ積立て、残余の額を利益積立金に積み立てるものとしております。第2項では、それぞれの積立金の目的について規定をしております。第3項では、減債積立金、建設改良積立金を使用した場合に、積立金の額に相

当する額を資本金に組み入れるものとするを規定をしてございます。第4項では、議会の議決を得た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができると規定をしております。第3条では、資本剰余金の積み立て処分の方法について規定をしてございます。資本剰余金とは、資本取引によりまして、企業内に留保されるもので、土地の取得財源などが計上されるものでございます。最後に附則でございまして、この条例の施行日を令和5年4月1日としております。

続きまして、議案第3号、美郷町簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について、ご説明をいたします。令和4年度から公営企業会計へ移行しました簡易水道事業につきましても、当初予算におきまして、資本的収入の基金繰入金として、700万円を計上してございますが、先ほどの下水道事業と同様に、簡易水道事業につきましても、一般会計からの繰出金で運営していることや、これまでの取り崩しの実績などが無いことから、廃止をするものでございます。なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日としてございます。以上で議案第1号、美郷町下水道事業の設置に関する条例の制定について、議案第2号、下水道事業の剰余金の処分に関する条例の制定について、議案第3号、美郷町簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定についてのご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

●福島議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

それでは、上程いただきました議案第4号、令和4年度美郷町一般会計補正予算第6号について、ご説明を申し上げます。補正第6号は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ6328万6000円を増額としまして、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ69億9432万9000円とするものです。今回の補正につきましても、国の第2次補正予算など、速やかに予算化するものを主なものとしております。予算事項別明細書の内容によりまして、歳入の方からご説明をさせていただきます。それでは、ページ数8ページの方をお願いします。まず歳入でございまして、款10 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税。説明欄、普通交付税5750万6000円を上げさせていただいております。これは、令和4年度の交付金の確定に伴うものでございまして、主には法人税等のですね、税収入が増えたことによるものでございます。中段、款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 衛生費国庫補助金です。出産子育て応援交付金事業補助金。こちら国の第2次補正予算で掲げられておりまして、後ほど歳出も説明しますが、この事業に値する国庫金でございまして、事業費の約3分の2の補助でございまして、133万3000円を国庫金で受け入れる予定としております。その下、目5 総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務補助金でございまして、こちらは、マイナンバーカード、こちらの普及に伴います見込み増でございまして、郵券料の増に伴います2万円の増額です。その下、目8 消防費補助金でございまして、防災集団移転促進事業費補助金2875万円を計上しております。こちらは事業費2500万1000円。こちらと同じように第2次補正予算、国交省への第2次補正予算に交付するものでございまして、補助金は事業費4分の3として1875万を計上しております。最下段、款15 県支出金、項2 県補助金、目3 衛生費県補助金でございまして、この説明欄、最下段ですね、先ほどもお話ししました出産子育て応援基金、こちらの県負担分、全体事業費の6分の1を上げさせていただいて、33万3000円を計上し

ております。続きまして、9ページのほうをお願いします。款15 県支出金、項3 委託金、目2 総務費委託金です。知事及び県議選挙委託金。従来ですと令和5年度に執行される予定ですが、県知事の広報文につきましては、4年度の執行ということで、このたびの補正予算の方に17万1000円計上させていただきました。その下、款18 繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金でございます。主には、普通交付税の増額に伴います財源更正、こちらで予定しておりました財政調整基金繰入、こちらを2700万減額をして計上しています。その下、款20 諸収入、項7 雑入、目5 雑入、衛生費雑入です。こちらは、簡易水道事業会計への貸付金ということで647万円を計上しております。これ元来ですと、一般会計側ですね、9月にですね、簡易水道事業会計につきましては、この処理を行っておりましたが、一般会計側でもですね、同様にこの647万円の予算措置を遅延なくすべきだったんですが、この度改めて計上させていただきました。以上でございます。その下、款21 町債、項1 町債、目6 消防費、説明欄にあります一般補助施設整備費等事業費。いわゆる港地区防災集団移転促進事業分としまして、国補助分の差額の90%充当した事業で、560万をこの度計上しております。続いて、歳出で10ページをお願いします。款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民台帳費でございます。先ほど国からの歳入もありましたマイナンバーカードの普及の促進、そして、その成果に伴いますカードの交付用の手数料2万円で増額でございます。その下、款2 総務費、項4 選挙費、目3 知事県議会議員選挙費でございます。同様にですね、知事選に関わりますところの通信運搬費17万1000円を、こちらの方で計上しています。その下、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費です。説明欄では、001 社会福祉総務費補助金とあります。先般、前回の議会におきまして提案をさせていただきました、ご審議いただき予算化をした福祉事業所へのですね、電力、ガス、飲料費高騰支援金ということで予算を計上しておりましたが、実際、それぞれの事業所の方ですね、改めて、実績を出していただいたところ、実績の方がちょっと上回ったということで、増額分として124万8000円を、この度改めて計上しております。そして、その下、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費その他貸付金、こちらが、歳入に伴いますこの度の会計処理で、簡易水道会計ですね、改めて、貸付金の部分について、再度、貸付金を貸し付けるという少し込み入った作業になりますが、会計上このことの作業が必要ということになります。そして、款4 衛生費、項1 保健衛生費でございます。003 保健衛生費補助金。こちらは出産子育て応援交付金としまして、妊娠時に5万円、そして、出産時に5万円、計10万円でございますが、本町につきましては、対象者20名というところで、200万をこの度計上しております。款6 農林水産業費、項1 農業費、目2 農業総務費でございます。説明欄002 農業施設管理費、こちらにつきましては、ため池の事業につきまして、測量設計につきましては、実績により事業費を減41万4000円。加えて工事請負費、そして補償費、工事請負費につきましては見込みにより31万4000円増額。また、補償費につきましては、案件が発生したことに伴います増ということで10万円を計上しております。その下、款8 土木費、項2 道路橋梁費、目2 道路維持費でございます。001 道路維持費、修繕費につきましては、除雪ドーザ、こちらの修繕費、バケット等ですね、消耗に伴います修繕費100万円あげております。また施設等保守管理費委託料、これは、除雪費用です。12月、また、今回の雪以降に係るところで、2700万円改めて増額で計上しております。そし

て、目3道路新設改良費でございます。こちらは、001道路新設改良費、具体的には都賀西都賀行線のですね、事業につきまして、実績に伴いまして測量設計委託料269万1000円の減。また、工事請負費、次ページになりますが、工事請負費につきましては、見込みによる増ということで、269万1000円を計上させていただいております。その下款9消防費、項1消防費、目5災害対策費です。災害対策費としまして、港地区の防災集団移転事業の事業において、手数料としまして登記料が発生した部分で90万円、また、工事請負費、造成の方の工事請負費として、2410万1000円。こちらは、いわゆる国交省の令和5年分に予定していたものを令和4年度に前倒しをしてやるというもので、今回、急遽予算化をさせていただきました。その下、款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費でございます。こちらにつきましては、前回議会の方で提案をさせていただきましたが、その次ページにあります13ページにですね、学校給食費のところの補助金というところにつきまして、皆減見直しという予算措置を取った中で、改めて、こちら小学校費、また中学校費の教育振興費にですね、新年度の進級等の準備支援という形をとらせていただく中で233万2000円、また、中学校につきましては171万円を構成を変えて計上させていただいております。歳出については以上です。続きまして、地方債、こちらのですね、説明をさせていただきます。5ページの方をお願いします。5ページにつきまして、限度額につきましては、表の中ほど、防災対策事業債560万を増額しまして、4200万としまして、地方債の総額を、この度7億380万といたします。起債の方法また利率、償還の方法につきましては、以前と提案したとおりに変わりはございません。最後に4ページですね、第2表、繰越明許表の説明を差し上げたいと思います。今回提案している部分につきましては、現時点で必要な事案のみです。審議案件です。最終補正予算と予定しています第1回定例会において、改めて提案する事案はあるとは想定していますが、この度は、暫定的にですね、繰越案件というものを説明させていただきます。まず、そして、款、項は、ちょっと省略をさせてもらって、事業名と金額を読み上げて、繰越の理由の方をご説明させていただきます。まず、農業施設緊急自然災害防止対策事業です。繰越額1736万4000円。理由としまして、年度内の測量設計から工事完了までを予定していましたが、測量設計の成果により、事業費の算出並びに予算措置に不測の日数を要し、工事に要する必要な日数を満たすことが出来ず年度内の完了が困難になったということです。その下、町道都賀西都賀行線道路改良工事3269万2000円。当初は測量設計のみの予定でございましたが、国交省施工であります山根地区の仮堤防事業、こちらの着工が早期となりまして、その進捗に合わせた改良工事となるため、年度内の事業完了が困難になったというところ。最後に、防災集団移転促進事業です。2500万1000円。対象となる造成工事につきましては、令和5年度から令和4年度の前倒しの国庫補助事業であるためにですね、事業調整において、造成地の掘削の発生度については、他の国の事業の賄い度として活用されるという計画がございまして、それぞれ双方の工事スケジュールの調整、または施工内容の協議に不測の日数を要したために、年度内の完了は困難だということでございます。合わせて、今回、繰越案件につきましては、7505万7000円、これを翌年度の繰越の限度額という形で、提案をさせていただきます。以上、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

上程いただきました議案第5号、財産の取得について、ご説明申し上げます。取得いたします財産は、内水排除用ポンプ2台で、取得金額は、1430万円でございます。内容につきましては、令和5年1月27日に指名競争入札を行い、指名業者は5社入札参加者は、株式会社スエヒロ島根営業所、株式会社出雲ポンプ、株式会社ヨシタニ、株式会社クマヒラセキュリティ松江支店、以上4社でございます。落札者は、松江市学園1丁目6番14号、株式会社クマヒラセキュリティ松江支店、支店長 岡先利幸で、落札金額は、消費税込みで1430万円。仮契約は、令和5年1月27日に締結しております。納期限は、本件議決日の翌日から起算して、49日目にあたります令和5年3月20日でございます。この内水排除ポンプ2台は可搬式であり、出水期には、内水の発生状況に応じ、築瀬、都賀本郷の各地区に配備いたします。以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

●福島議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第1号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続きまして、議案第2号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続きまして、議案第3号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続きまして、議案第4号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続きまして、議案第5号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●福島議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

内水の排水用ポンプについてでありますけども、当初計画では3台ということだったかと思います。1500万で3台という計画をされてたと思います。これまで、15台入ってますかね。3カ年に分けて15台、元年、2年、3年という形で入ってきておると思います。毎年のように入れて、計画的に配備をされていらっしゃる。それらの、大体金額が、これまでの分を見ると、大体200万前後、1台ですね。一基が200万前後の機械というかポンプを入れておられた。今回はその約3倍ぐらいの715万。一基がですね。710万の約3倍ぐらいの、能力的に多分高いんだろーと思いますけども、その辺の説明を、もう少しお願い出来ますか。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

牛尾議員のご質問でございます。今年度、当初3台を予定しておりましたが、予算の関係、それから、昨年度、国交省より今回導入しますポンプと同じものを1台貸与されたということもございます。今回導入します排水ポンプは電気式のもので、令和3年度に、先ほど言いましたように国交省より貸与してもらっております。電源につきましては、国交省管理の排水樋門の開閉を行う電源部から取れるように、令和3年に3箇所の電源部を開所してもらっております。この3箇所につきましては、築瀬の今馳谷川、都賀本郷の新屋川と瀬後川でエンジン式排水ポンプの配置がいずれも難しい場所でありましたが、今回の排水ポンプは、直接、水中に投入し運用することができるため、配置場所に困ることがなくなり、電気の供給がある限り稼働をし続けられるため、給油等の必要がなくなります。また排水能力は、これまでに導入した大型のエンジン式ポンプと同程度が見込め、全揚程8メートル時にでも、毎分2.5トン以上の排水能力がございます。運用につきましては、水中に投入するユニック等を保有する団体が適切と考え、建設業協会と協議して、運用業者を決定する予定にしております。従来のエンジン式ポンプと違って電気式のポンプということで、費用的にも高くなったということでございます。

●福島議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

電気式に変わると随分高いんですね。車も電気式に変わると、随分高いんですけども、ただ3倍の値段というのは、ちょっと相当なもののお値段がしますですね。で、能力が従来と変わらないというのは、ちょっと驚きなんですけども、従来と同じで築瀬の方に配慮されるということで、ポンプのいわゆる揚力、排水力はですね、排水可能性は担保されますか。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

申し訳ありません。聞き漏らしましたので、もう一度お願いできますか。

●牛尾議員

まあ高いということですね。それと、もう一つ、従来の性能と変わらないと、いわゆる100万前後のこれまで入れてきたものと変わらないということで、それについては、以前にも私の方から確認をさせていただいたんですけども、9メートル程度以上になってくるとですね、いわゆる排水能力が担保されないと。可能性があるというふうなことが危惧される。ある程度の一定の高さになると、なかなかそのポンプの能力では無理ではではないだろうか。だから、その話をした時に途中でつなぐとかですね、いろんなことを検討されるということも、聞いたようなこともあるんですけども、その辺のいわゆる排水の能力ですね、それに対してご説明をいただきたいということです。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

このポンプの能力でございますが、直接その内水が溜まったところへ放り込むと、それを浮かして水中ポンプで排水をするということで、非常に性能のいいものになっております。それと、先ほど申し上げましたように、従来のエンジン式ポンプでは、設置しにくい場所にも、直接水中に設置をできるので、そういう利点もございます。以上です。

●福島議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

具体的に築瀬、それと都賀本郷だったかな。に設置されるという、設置場所が特定されているということなんで、具体的に聞いてるわけなんですけれども、築瀬の堤防が結構高い。いつも、駅の周辺からですね、少し、川下の方に行ったところで水が溜まる。あそこの部分で、従来のポンプでは、なかなか高さを越えることが、なかなか困難だと。力不足というふうな懸念があったように、私は聞いてるんですけども、さっき、従来の能力と変わらないというところで、不安を持ってるわけなんです。だから、そのところは、大丈夫ですかということの確認です。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

このたび導入します電気式の排水ポンプにつきましては、性能的には非常に良いものというふうに聞いておりますし、十二分とはいえも言えないかもわかりませんが、能力は発揮できるというふうに考えております。

●福島議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

配置場所をもう決めてるわけですから、何メートル以上は确实だというふうな具体的な答弁がいただければ、安心します。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

揚力でございますが、先ほど申し上げましたように、8メートルの全揚程でも、毎分2.5トンの排水能力がございます。

●福島議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

今は8メートルのあれですけども、あそこは8メートルより高いと思いますので、具体的に設置場所が特定されてるということであれば、そのの高さに合わせて、どれぐらいの排水能力があるかということを具体的に検討した上で、また情報提供いただければというふうに思います。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

この仕様でございますが、最大揚程が16メートル以上ということでございますので、能力は発揮できるというふうに思います。

●福島議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

分かりました。また、具体的に計算、もし、数値があればですね、また教えていただければというふうに思います。

●福島議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

次に、議案第1号から議案第5号までの議案5件について一括して討論に入ります。

討論のある方は、議案番号を示してからお願いします。

反対討論はありませんか。

●福島議長

5番、中原議員。

●中原議員

5番、共産党の中原でございます。臨時議会前に、全協も開催されまして、るる説明いただきましたが、議案第1号、第2号、第3号、この3件について、反対の立場から討論をしたいと思っております。簡潔にやりたいと思っております。いろいろ説明いただいておりますが、十分私として納得いかないもので、3点ほど申し上げます。1つは、公営企業会

計というのは、申し上げましたように、独立採算が原則であります。従って、料金収入でですね、基本的には、運営していくということでありまして、勢い、この値上げ圧力がかかるといことでありまして、そういうことがあって、政府もですね、一生懸命これを進めているわけでありまして、そういう独立、この下水道なんていうのは基本的なインフラですから、こうしたものについて、使用料で運営すると、使用料運営が原則、こういうふうにするには、やっぱり誤りだと思います。

●福島議長

中原議員、今、発言中でございますが、議案番号ごとをお願いしたいと思います。今まとめておっしゃっていただけますが、議案ごとをお願いしたいと思います。

●中原議員

そうですか。じゃあ議案第3号についてだけにいたします。そういう点では、こうした重要なインフラについて、使用料のみを、基本的に使用料を財源として運営するという公営企業会計に移行するという点では、将来的に、町民への負担が、想定されるということから賛成出来ません。こうした非常に大事な問題についてですね、上下水道審議会が設置されているにも関わらず、ここの審議も行われていないわけでありまして、また、町民への説明もですね、なされてない。いきなりの提案でありますので、こういう点では公営企業法、企業会計そのものと、それから手続の問題ですね。これで納得は出来ないという点が1点目であります。2つ目は、一般会計からの繰入の問題、これまでは、一般会計からの繰入で、値上げなんかの圧力をですね、取り除いてきたわけですが、これは先ほども言いましたように、原則は一般会計からの繰入が駄目と。しかし、総務省通知で可能になっておりますが、これは総務省としては、この公営企業会計化に誘導するための措置というふうに考えられまして、将来的に、このことが保障されるかどうか不明というふうに私は感じておりますので、一般会計からの繰入についてですね、心配があると、この点で、反対の2つ目の理由にしたいと思います。3点目の理由は、公営企業会計が国からの方針だというふうに先ほどご説明もあつたんですが、義務的なのは、水道など7事業でありまして、下水道事業は、義務ではありません。この7つの義務化されている事業に、下水道事業は含まれないわけで、任意でやる性質のものであります。したがって、これについてですね、1点目でも述べましたが、早急に審議会や町民にも諮らず急速に実施をするということについて、私は納得は出来ない。以上3点を持ちまして、3号、これに反対する討論といたします。以上です。

●福島議長

議案3号について、反対討論がありました。

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

繰り返します。議案3号について、反対討論はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようです。

次に、残余の議案について討論はありますか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

初めに、議案第1号、美郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●福島議長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、美郷町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●福島議長

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、美郷町簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●福島議長

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、令和4年度美郷町一般会計補正予算第6号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●福島議長

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、財産の取得について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●福島議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本議会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じるとともに、令和5年美郷町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉 会 午 前 1 1 時 4 4 分)